

## (仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

釜石市は子育て施策の1つとして、天候に左右されず年間を通して利用できる「(仮称)釜石市室内の遊び場」を市内商業施設内に整備し、子どもの健全育成及び子育て環境の充実に努めることとしました。

ついては、柔軟な発想力、豊富な知識や経験を有し、釜石市の考えに柔軟に対応できる事業者を選定することを目的とし、広く企画提案書を募集します。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

(仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託

#### (2) 所在地

釜石市港町2丁目1-1 イオンタウン釜石2階

#### (3) 業務内容

本実施要領及び「(仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託に関する仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

#### (4) 委託期間

本契約締結日から令和8年3月31日まで

※工期内に検査・引渡しを行うこと

#### (5) 委託予算限度額

33,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 3 担当課

〒026-0025

岩手県釜石市大渡町3丁目15番26号

釜石市保健福祉部こども家庭課 子育て支援係

TEL : 0193-22-5121

FAX : 0193-22-6375

メール : kodomo@city.kamaishi.iwate.jp

### 4 プロポーザルの実施方針

本業務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式によるものとし、提案者の提出書類及びヒアリングにより審査を実施し、提案者の技術力、実施体制及び提案内容を総合的に評価し、契約の候補者を選定するものとする。

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (3) 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 37 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 租税公課の滞納がないこと。

## 6 参加資格の喪失

参加申込書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 提出した書類等に虚偽の記載をし、提出又はその他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に、本実施要領の「5 参加資格要件」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

## 7 公募方法

釜石市ウェブサイト (<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/>) に本実施要領、仕様書及び参加申込書等の様式を掲載し、提案を公募する。

## 8 スケジュール

内容	日程
実施公告（公募開始）	令和 7 年 7 月 28 日（月）
現地見学会希望申込受付期間	令和 7 年 7 月 28 日（月）から 令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時必着
現地見学会	令和 7 年 8 月 6 日（水）
質問書提出期限	令和 7 年 8 月 18 日（月）午後 5 時必着
質問回答期限	令和 7 年 8 月 22 日（金）
参加申込書提出期限	令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時必着
参加資格確認結果通知	令和 7 年 8 月 29 日（金）
企画提案書提出期限	令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時必着
プレゼンテーション	令和 7 年 9 月 29 日（月）
審査結果通知	令和 7 年 10 月上旬（予定）
契約締結	令和 7 年 10 月中旬（予定）

## 9 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

（各様式は釜石市ウェブサイトに掲載）

- (1) 提出期限  
令和 7 年 8 月 25 日（月） 午後 5 時必着
- (2) 提出先  
釜石市保健福祉部こども家庭課 子育て支援係
- (3) 提出方法

持参又は郵送（簡易郵便書留又は宅配便等配達記録が確認できるもの）とする。

※郵送の場合は提出期限内必着とする。

(4) 提出書類及び提出部数

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- ・事業者概要書（様式第2号） 1部
- ・業務等実績調書（様式第3号及び第3号の2） 各1部
- ・業務実施体制及び業務従事者情報（様式第4号） 1部
- ・納税証明書（租税公課の滞納がないことの証明書） 1部

## 10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問書（様式第5号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月18日（月）午後5時必着

(2) 提出先

釜石市保健福祉部こども家庭課 子育て支援係

メールアドレス：kodomo@city.kamaishi.iwate.jp

(3) 提出方法

電子メールで送付すること。電子メール以外は受け付けないものとし、件名は「(仮称)釜石市室内の遊び場施設整備業務委託質問書【事業者名】」とすること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年8月22日（金）とし、本市ホームページに随時掲載する。なお、回答については質問者名を公表せず、参加者毎への回答は行わない。また、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

## 11 参加の辞退

参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに釜石市こども家庭課に連絡するとともに、参加辞退届（様式第7号）を電子メールにて提出すること。

## 12 現地見学会

現地見学会は、以下のとおり実施する。参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式第6号）を提出すること。なお、現地見学会への参加は必須ではない。

(1) 実施予定日

令和7年8月6日（水）午後1時30分から午後3時まで

(2) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時必着

(3) 提出先

釜石市保健福祉部こども家庭課 子育て支援係

メールアドレス：kodomo@city.kamaishi.iwate.jp

(4) 提出方法

電子メールで送付すること。電子メール以外は受け付けないものとし、件名は「現地見学会参加申込書【事業者名】」とすること。

### 13 企画提案書の提出

参加資格者は、次により企画提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

②企画提案書の必須記載事項は以下のとおりとする。

- ・本事業に対する考え方、実施方針
- ・提案のセールスポイント
- ・本事業の実施方法、手法等
- ・本事業に係る実施体制
- ・実施スケジュール

③類似業務実績一覧表（任意様式）

④見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時必着

(3) 提出先

釜石市保健福祉部こども家庭課 子育て支援係

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易郵便書留又は宅配便等配達記録が確認できるもの）とする。

※郵送の場合は提出期限内必着とする。

(5) 提出部数

10部（正本1部・副本9部）

### 14 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年9月29日（月）

※詳細については、参加資格確認結果通知書により通知する。

(2) 実施内容

- ・プレゼンテーションは非公開とし、録音・録画等は禁止とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づくものとする。
- ・提案者はプロジェクターを使用したプレゼンテーションを可能とする。ただし、プレゼンテーション用のパソコンは提案者が用意するものとする。
- ・追加書類、模型等の持ち込みは不可とする。
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内、その後の質疑応答の時間を15分程度設けるものとする。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順に実施する。

## 15 審査基準

本業務の提案に係る審査は、別紙「(仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託公募型プロポーザル審査基準 (以下「審査基準」という。)」に基づき行うものとする。

## 16 審査方法

- (1) 審査は、(仮称) 釜石市室内の遊び場施設整備業務委託プロポーザル審査委員会にて、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、審査基準により総合的に審査し、候補事業者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

## 17 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、審査結果通知書を各提案者宛てに令和7年10月上旬に書面にて通知するとともに、市ホームページで第1候補事業者及び第2候補事業者を公表する。
- (2) 本プロポーザルの審査経過は非公開とする。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 18 提案内容の変更協議

第1候補事業者は、釜石市との間で提案内容に基づき、提案価格の金額を上限に、設計内容・業務工程等の詳細について協議を行う。

## 19 契約締結等

- (1) 契約手続  
釜石市は、釜石市契約規則（平成13年釜石市規則第21号、以下「契約規則」という。）に定める随意契約の手続きにより受託者から見積書を徴し契約を締結する。
- (2) 委託事業費  
本業務の遂行に必要な経費は予算の範囲内の額とし、契約額については、原則として増額変更はしないものとする。

## 20 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しない場合
- (5) 審査結果の発表までに本実施要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- (6) その他本実施要領の諸条件に違反した場合

## 21 その他

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものであるものとする。

- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は非公開とし返却しない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類の著作権は、原則として参加者に帰属するものとする。ただし、釜石市が候補事業者の選定に必要であると認める場合は、これを無償で使用することができる。
- (6) 参加者は、本プロポーザル及び本業務において知り得た情報について、第三者に漏らし、もしくは本プロポーザル及び本業務の手続き以外の目的に供し、又は無断で使用することを禁止する。
- (7) 電子メールの通信事故及び書類の郵送・配送の途中の事故(郵送・配送の遅延を含む)については、釜石市はいかなる責任を負わない。
- (8) 提出された関係書類は、釜石市において候補事業者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができる。
- (9) 参加者は、候補事業者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由として異議を申し立てることができないものとする。
- (10) 本プロポーザルは候補事業者の選定を目的に実施するものであり、事業内容等について提案内容を基本としつつも、事業内容等を確約するものではない。
- (11) 本実施要領に定めのない事項並びに本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。